

固定資産の減価償却開始月の登録誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>母子保健総合医療センターでは、平成23年度から3年にかけて手術棟の増設工事が行われ、平成26年3月に工事完成後、引渡しを受け、同月に医療器具等の器械備品（626点）を購入し、当該手術棟は同年5月から使用を開始した。</p> <p>器械備品の減価償却は、使用開始月である平成26年5月から開始すべきであるが、登録担当者が使用開始日を確認することなく購入した同年3月から開始されており、平成25年度の減価償却費が12,266千円過大計上となっていた。</p> <p>固定資産取得件名一覧表には、取得年月日の記載欄はあるが、使用開始日の記載欄がないことから、取得年月日で登録したことが原因である。</p>	<p>【是正を求めるもの】 器械備品については、使用開始月で減価償却を開始するよう登録を是正するとともに、本件のように固定資産の取得日と使用開始日が異なる場合には、減価償却開始日に誤りが起こり得るので、規定に従い適正に登録が徹底されるよう周知徹底されたい。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】 (減価償却の方法) 第27条 減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。</p>	<p>各センターからの報告様式である「固定資産取得件名一覧表」に「使用開始日」の欄を新たに設けた。</p> <p>また、過大計上となっている減価償却費について、平成26年度決算作業で修正を行った。</p>